

消防施設等の整備に係る主な財政措置(平成 18 年度)

平成 18 年度における消防施設等の整備に係る主な財政措置は次のとおりであり、[消防補助金及び地方債の施設ごとの適用関係は別添 1](#)、[消防補助金の主な改正内容は別添 2](#)、及び[地方債の主な改正内容は別添 3](#)のとおり。三位一体改革により財政措置が大きく変更されているので、新しい制度を十分に理解し、必要な予算の確保に当たる必要がある。

1. 消防防災施設等整備費補助金

消防防災施設整備費補助金 H18 予算案 35 億円 (H17 予算 44 億円)

補助率 1/3 (高上げあり)	一般財源 2/3
----------------------------	----------

一般補助施設整備等事業債、過疎債(一般枠)の充当可

緊急消防援助隊設備整備費補助金 H18 予算案 50 億円 (H17 予算 50 億円)

補助率 1/2	一般財源 1/2
----------------	----------

一般補助施設整備等事業債、過疎債(一般枠)の充当可

2. 地方債・・・(交付税算入率)は、地方債発行額に対する割合です。

特別の地方債

特別の地方債 1/3 (交付税算入率 100%)	高上	一般財源	継足 単独
-------------------------------------	-----------	------	----------

過疎債(一般枠)の充当可。その他の地方債を充当できるかは未定。

充当率は補助率と同様(高上を含む)

起債対象事業費は補助基準額と同額(継足単独を含まず)

防災対策事業債

- ・ 防災基盤整備事業

一般の事業

防災対策事業債 75%	一般財源
(交付税算入率 30%)	25%

特に推進すべき事業

防災対策事業債 90%	一般財源
(交付税算入率 50%)	10%

- ・ 公共施設等耐震化事業

防災対策事業債 90%	一般財源
(交付税算入率 50%)	10%

過疎対策事業債

過疎対策事業債 100%	
(交付税算入率 70%)	

一般枠及び特別枠があり、特別枠の対象事業については、過疎債が優先配分される。

一般単独事業債(消防・防災施設整備事業。充当率は以下のとおり。交付税算入なし。)

- ・ 都道府県 消防庁舎：70%、防災及び震災対策施設：90%、その他の消防施設：85%
- ・ 指定都市 消防庁舎：70%、防災及び震災対策施設：90%、その他の消防施設：90%
- ・ 市町村 消防庁舎：75%、防災及び震災対策施設：90%、その他の消防施設：90%
(指定都市、市町村の消防庁舎で広域化に係るものは充当率90%)